

第 6 0 4 回

東京都青少年健全育成審議会

発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 2 2 年 9 月 1 3 日（月）

午後 3 時 3 0 分開会

青少年対策担当部長 皆さん、こんにちは。まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃいますが、定刻になりましたので、これから始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さて、今回が第 2 3 期最後の審議会となりました。この 2 年間、委員の皆様から貴重なご意見を賜りながら、優良映画の推奨や不健全図書類の指定を行うことができました。心から感謝申し上げます。審議会終了後に、改めて倉田本部長からご挨拶をさせていただきます。

それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 では、ただいまから第 6 0 4 回健全育成審議会を開催いたします。

初めに、本日の諮問事項につきまして、事務局からのご説明をお願いいたします。

青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。

今回は、「GUSHmaniaEX 特集 勃たない」ほか合計 4 誌の不健全図書類の指定でございます。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、議事の(1)「不健全図書の指定について」、事務局からご説明をお願いいたします。

青少年課長 議事(1)「不健全図書類の指定について」ご説明いたします。

次第の 1 ページをお開きください。諮問第 9 7 1 号でございます。

続いて、2 ページの「諮問図書類一覧表」をご覧ください。こちらに記載されました図書類は、平成 2 2 年 8 月 2 日から 9 月 3 日までの間に、都内コンビニ・書店等から購入いたしました 1 5 6 誌のうちから、8 ページに記載してあります条例施行規則第 1 5 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

今回諮問する図書類は 4 誌でございます。1 番は「GUSHmaniaEX 特集 勃たない」、平成 2 2 年 9 月 1 0 日発行、発行所は株式会社海王社でございます。

2 番は「ACTION COMICS 奥さん 米屋です」、平成 2 2 年 8 月 1 0 日発行、発行所は株式会社双葉社でございます。

3 番は「NEO コミックス 極楽レディース 恍惚編」、平成 2 2 年 9 月 2 0 日発行、発行所は辰巳出版株式会社でございます。

4 番は「BAMBOO COMICS NAMAIKI SELECT あまくちナイト」、平成

22年8月31日発行、発行所は株式会社竹書房でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。指定基準に基づく該当箇所は、1番の「GUSHmaniaEX 特集 勃たない」につきましては、「園長先生のしつけ方」、「たちあがれイッポン」、「愛しかいらぬ」、「Dr.チェリー」、「早乙女学園の受難～仮面を剥ぎ取るのはアイツ～」、「お前のために俺はやる」、「私とあなたの馴染みの関係」、「お預け ダーリン」の8章でございます。

2番の「ACTION COMICS 奥さん 米屋です」、3番の「NEO コミックス 極楽レディース 恍惚編」及び4番の「BAMBOO COMICS NAMAIKI SELECT あまくちナイト」は、全編大部分でございます。該当する指定基準は、4誌とも一号イ・ロでございます。

諮問図書類につきましては、条例18条の2の2項に基づき、本審議会の諮問に先立ちまして、今月8日に図書類出版業界、取次業界及び販売業界等から意見を聴取し、その結果を4ページから7ページに取りまとめております。

1番の「GUSHmaniaEX 特集 勃たない」は、指定やむなしの意見が14名中2名、指定非該当が11名、関連会社であるという理由で意見表明なしが1名でございます。指定やむなしの主な意見は、「男性器の描写が卑わい」などでございます。指定非該当の主な意見は、「ボーイズラブは大人の女性やマニア向けである」、「男性器の描写はリアルだが、著しく性的感情を刺激するとは言えない」などでございます。

2番の「ACTION COMICS 奥さん 米屋です」は、指定やむなしの意見が14名中5名、保留が2名、指定非該当が6名、自社の出版物であるという理由で意見表明なしが1名でございます。指定やむなしの主な意見は、「体液の描写や擬音の表現が卑わいである」、「セックスの描写が多い」などでございます。指定非該当の主な意見は、「コミカルな描写で卑わい性を感じない」、「修整されており、リアリティに欠ける」などでございます。

3番の「NEO コミックス 極楽レディース 恍惚編」は、指定やむなしの意見が14名中8名、保留が1名、指定非該当が5名でございます。指定やむなしの主な意見は、「セックスの描写がリアルであり、全編にわたっている」、「陰毛や体液、擬音が卑わいである」などでございます。指定非該当の主な意見は、「描写にリアリティがない」、「性器は消して修整されている」などでございます。

4番の「BAMBOO COMICS NAMAIKI SELECT あまくちナイト」は、指

定やむなしの意見が14名中4名、保留が6名、指定非該当が4名でございます。指定やむなしの主な意見は、「擬音や体液、女性の陰毛が卑わい」、「セックス描写がリアルである」などでございます。指定非該当の主な意見は、「ストーリー性があり、修整されている」、「卑わいな部分もあるが、全体的には許容範囲である」などでございます。

指定非該当の多かった1番及び意見が相半ばいたしました2番、4番につきまして、事務局で再度慎重に検討しました結果、青少年の性的感情を著しく刺激する内容であり、条例及び同施行規則に該当する。そして、実際に青少年が容易に手に取って購入できる状況にあったということから、審議会のご意見を賜ることといたしました。

以上でございます。

会長 ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらお伺いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

会長 では、ご質問等がございませんので、図書の審査に入ります。お配りしてください。

(図書審査)

会長 皆様、ご覧いただけましたでしょうか。それでは、順次、各委員からご意見をちょうだいしたいと思います。委員からお願いいたします。

委員 全部指定でお願いします。

委員 全誌とも指定にふさわしいと思います。

委員 2番、3番、4番は、今までと同じで本当にセックス描写が多くて指定やむなしですけども、1番のここに書いてある男と男のラブストーリーといいですか、そういう意味で、絵だけ見たら男女の卑わいさというのは私としては余り感じないのですけれども、青少年に与える影響としては、男女より男と男のラブストーリーのほうが法律的にはよくないのかなと。それを奨励するというのはいけないんですかね。日本の法律としてはどうなんだろうと今考えてしまったんですけども。

会長 法的にですか。

委員 この絵と漫画の内容を見たら、1番はこれと同じように保留でいいかなと私はちょっと思いました。

会長 では、1番は保留というご意見で。 委員、お願いいたします。

委員 さんが言ってくださったので。私も、ボーイズラブの分野をどう扱うのかというところは、ちょっと丁寧な議論をしなければいけないのかなという気がするので、同じく1番は保留で、2、3、4を指定ということでお願いします。

委員 4誌とも指定でお願いいたします。

委員 私も1番はギリギリかなという気がして、一応保留で、あと残り3つは指定にしてください。

我妻委員 ボーイズラブということはあったのですが、いずれにしても、セックスについて青少年を刺激するという点は同様だろうと私は思いましたので、4誌指定でお願いします。

江上委員 4誌指定でお願いします。

産形委員 4誌とも指定でお願いします。

委員 4誌とも指定に該当すると思います。

委員 1番が保留、2、3、4指定でお願いします。

委員 ボーイズラブというジャンルがありまして、これの過激なものが大人誌にもあるとは思いますが。3人保留が出ましたけれども、これを買っているのは中学、高校の女の子。男の子が買っているんじゃないんですね。女の子なんです。読者も圧倒的に女の子というので、女はますますわからないというんですけれども、女性なんだそうです。それで、ぜひそれは議論を深めてもらいたいと思いますけれども、私は4誌指定でいいと思います。

委員 同じく4誌指定でいいと思います。

委員 4誌指定でいいと思います。

委員 4誌指定でお願いします。

倉島委員 同じく4誌指定でお願いします。

諏訪委員 4誌指定でお願いします。

会長代理 以前、DVDで男性同性愛のDVDがあったときに、指定したのですが、男性同性愛だから指定したのではないということは確認してくださいという発言をしたことがあったんですけれども、逆の意味で、ボーイズラブだから指定しないというのは、むしろ同じ意味でちょっと。同性愛を扱っているから指定する、指定しないというのを考慮に入れるのはいろいろと問題が生じると思いますので、ここ

は区分陳列すべき内容かどうかというもので考えれば、4誌とも指定ということで結構です。

会長 ありがとうございます。大方の皆様が全誌指定ということですが、いわゆるポイズラブ、1番目ですが、これについて議論をすべきというご意見もありましたけれども、その他何かご意見等ございましたらお伺いいたします。

委員 何人かの方がおっしゃいましたけれども、男女の性交であると不健全で、男性同士だと不健全でない、こういう尺度はあり得ないと思いますので、性交の様子を描写し、あるいは性器を非常に明確に描き、その行為をリアルに描写しているということにおいて、これは全誌指定しなければ一貫性が保てないと思います。

会長 ほかにご意見ございますか。

これは、事務局のほうで最初に説明していただいたように、ポイズラブ云々ということではなくて、容易に手に取れる場所に陳列されてあったというようなご説明で、再度事務局で検討した結果、諮問に上げたというご説明で承っております。そういう意味で、ご意見はありましたけれども、大方の委員の皆様から指定該当というご意見をいただきましたので、そのように答申してもよろしいでしょうか。一応、議事録にはきちんと残りますので。それでは、4誌指定ということで答申したいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、4誌指定ということで答申させていただきます。

議事を進めさせていただきます。次に、議事(2)の「条例に基づく事務の施行経過」のご説明を事務局からお願いいたします。

青少年課長 議事(2)「条例に基づく事務の施行経過」についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。前回の健全育成審議会以降の8月9日から9月12日までに実施いたしました本審議会事務局の動きを簡単にまとめてございます。

次の10ページには、平成22年度優良映画の推奨実績を載せてございます。

11ページには、今年度の不健全図書類指定実績を載せてございます。

続いて、12ページをご覧ください。都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動についてまとめたものでございます。

22年8月までに委嘱しています協力員は787名、8月の活動者数は120名、

調査店舗数は644店舗でございます。この表は、各店舗において、指定図書類、表示図書類、シール留め雑誌をはじめとした大人向けと思われる図書類について、包装・区分陳列等の実施状況を調査しております。この中で、指定図書の扱いが不適切であるという報告が2件ございましたが、職員による立入調査を実施いたしましたところ、立入の際には当該指定図書類は置いてございませんでした。なお、包装及び区分陳列が徹底していない店舗につきましては、職員による立入調査を順次行ってまいります。

続きまして、13ページをご覧ください。都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等の実態調査結果でございます。

1番目の表ですが、書店等立入調査におきましては、新刊書店において表示図書取り扱いの不適切なところが1店舗、古書店における指定図書取り扱いの不適切なところが1店舗、表示図書取り扱いの不適切なところが1店舗ございましたので、その場での是正措置を含め、条例を遵守するように指導いたしました。新刊書店及び古書店におきまして、類似図書の取り扱いの配慮がないところが各1店舗ございました。なお、新刊書店におきまして立入調査を行った4店舗のうち、類似図書を取り扱っていない店舗が2店舗ございました。コンビニでは、表示図書取り扱いの不適切なところが1店舗ございましたので、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。類似図書を取り扱っている10店舗のうち、配慮のないところが3店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等立入調査では、ゲームソフト専門店のうち、表示ソフト取り扱いの不適切なところが1店舗ございましたので、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導いたしました。

3番目の表、カラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査では、調査を行ったカラオケボックス及びまんが喫茶・ネットカフェの5店舗において、青少年制限掲示及び年齢確認が実施されておりました。なお、漫画喫茶・ネットカフェにおいて、フィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古書店及びゲームソフト等から抽出いたしました古物取り扱いでは、いずれも年齢確認及び保護者同意が確認されておりました。

続きまして、14ページでございます。雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届出等の施行状況です。

は、8月末現在の区市町村別設置台数一覧です。設置箇所数は297ヶ所、設置

台数は605台でございます。

は、8月中に届出のあった内訳です。設置届が7台、廃止届が19台ございました。

は、8月11日及び13日に行った自動販売機等立入調査結果でございます。調査を行った12台のうち、条例第13条の3第4項で義務化されております廃止届のないものが3台ございました。これらにつきましては、直ちに廃止届の提出を指導いたしました。

次に、条例第13条の3第5項で義務化されております届出表示のないものが2台ございました。これらにつきましては、直ちに自動販売機等業者に対して是正指導を行いました。

次に、条例第13条の5で義務化されております見えない措置のない自動販売機が3台ございました。これらにつきましては、直ちに設置業者に対して是正指導を行いました。

次の18禁表示、設置方法の工夫といった自主規制は、3台中3台が一部を実施しておりました。今後とも引き続き適切に立入調査を実施してまいりたいと考えております。

条例に基づく事務の施行につきましては以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらどうぞお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

会長 では、ご質問がございませんので、議事の(3)に移りたいと思います。「その他の報告等」につきまして、事務局からお願いいたします。

青少年課長 議事(3)「その他」についてご報告いたします。15ページをご覧ください。8月1日から31日までに受理いたしました都民の申出でございます。電話による申出が2件、封書による申出が1件、電子メールによる申出が2件ございました。

内容は、成人向け図書類(DVD)の販売について、有害広告物について、有害図書類の販売について、児童ポルノテレビ番組について及び有害図書類(写真)についてでございます。このうち、成人向け図書類(DVD)の販売についてですけれども、いわゆるチェーン店の100円ショップにおきまして、表紙に「成人向け」と書いてあるAVが、約200円ですけれども、こちらが区分陳列されずに置いてあり、通報

がございました。これまで協力員等によります調査や当本部におきます立入調査等は、書店やビデオソフト店等を実施しておりますが、100円ショップに「成人向け」AVが置かれ、区分陳列されていないという状況があることから、今後成人向けを取り扱う店舗につきまして適切に指導していきたいと考えております。なお、この電話で申出にありましたチェーン店につきましては、今現在、連絡をとって指導をしているところでございます。それから、児童ポルノテレビ番組についてでございますが、あるテレビ放送局において、恐らくですけれども、「おさな妻」という映画なりドラマなりが放映されていたことに触発されてのご意見のようでございます。そこは明確には書いていないのですが、文中に「おさな妻」という言葉が出てきまして、それが問題なのではないかというようなご指摘でございました。ただ、調べました限り、このテレビ番組につきましては、設定上は16歳ではありますが結婚しているという設定になっており、そのような明確な性交シーンというものもないということで、これはご意見として承ったということでございます。

次に、前回の603回の議事録につきましては、8月中旬に委員の皆様へ送付し、内容確認をしていただいたものを本日配付しております。なお、審議会議事録は、行政機関の委員の方を除きまして、お名前などの伏せ字を行っております。

次回、10月に諮問予定の映画はございません。

次に、次回審議会のご出欠につきまして、次期審議会委員の承諾依頼を行っております。委員の方につきましては、恐れ入りますが、9月24日、金曜日までにお申出をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。ただいまのご報告につきまして、ご質問等がございましたらどうぞお受けいたします。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、ご質問等がございませんので、本日の議事はこれで終了させていただきます。

委員 すみません、今日の諮問事項について若干補足的に。さっき言い足りなかったことがあるので。私、保留したのですけれども、それはボーイズラブものだからとか、そうじゃないとか、そういうことではなくて、性描写の頻度とか、そういうところでそれほどでもないのかなというところが主な判断理由です。たしか前回か前々

回、やはり同じボーズラブものでDVDと本があって、DVDのほうだけ諮問して、本のほうは諮問していないケースがあったと思うのですが、その本に比べても、今日の本の内容がいやらしいとは思わなかったというところが主な理由です。ただし、保留でして、明確な反対ということではないので、その点は一応申し添えておきたいと思います。

会長 それは議事録に残させていただきます。ほかにご意見等ございますでしょうか。

それでは、本日の議題に載りました議事はこれで終了させていただきますけれども、このほか委員の皆様方で何か特にご意見がございましたらどうぞ。 委員、どうぞ。

委員 優良映画の推奨についてですが、この1年間の審議会を通して3件ということで、過去を振り返ればもっとたくさんあったということで、最近、優良映画を推奨すること自体が減ってきているように思います。これは、ひょっとしたら東京都が推奨することの権威的なものというか、効果を映画会社が認めなくなっているのが原因なのか、それとも、本来推奨に値すべき映画がないのか、その辺の理由はわからないところではございますが、ただ、東京都が推奨するということを待っている親御さんも実際にいるのではないかと。そのときに、余りにもこれだけ少なくなってしまっているのか。この審議会が始まる前にちょっと話をしたのですが、そのとき鈴木委員のほうから、昔、そういう話があって、向こうから言ってこない限り、こちらから言うことはないという審議があったという話もされておりますが、果たしてこのままでいいのかどうか、ちょっと皆さんで検討する必要もあるのではないかとこのように思いまして、一言述べさせていただきます。

会長 関連で、どなたかご意見がございましたらどうぞ。

委員 こういうお役をいただいてから、結果的に遅いのですけれども、こういう映画、こういう作品ならもっと推奨してみんなに宣伝して、学校を挙げて観てほしいなと思うものというのが、今現実にどれがそうだったかなというのは今言えないのですけれども、そういう思いをしたことがあるので、でも、ロードショーで放映してしまってからではやはり遅いんですね。それから推奨するというのでは。何か逆指名みたいな、そういうのができたらいいなと。せっかくこういう推奨する立場にいるのであればという気持ちがちょっとあるものですから、時期的にどうなのかなと。

会長 ほかに。とりあえず、ご意見を先に伺っておきたいと思いますが。

委員 私、一度、今話題になったようなことでヒアリングといいますが、業界の人に聞いたことがありまして、大体3つぐらい理由がございました。

1つは、でき上がった作品の宣伝の仕方が以前と違ってきている。つまり、プロダクションに委託をして、そのプロダクションがその作品の宣伝をするというケースが非常に増えてきている。ですから、例えば自分のところで自社制作をして、自社宣伝をして、自社配給して、自社興行までやるということになれば、非常にハートの部分が違うかなというところが1点目。

それから、2つ目は、やはりスケジュールの問題があって、でき上がってから興行を実際に封切るまで余り日数がないと、申請をするにしても、会社によっては社内コンセンサスというか、例えば会社の上司の決裁を得ないと東京都に申請できないとか、そういう組織上の問題も若干ありますと。

あとは、これはイメージ的なことですがけれども、昔、いわゆる文部省のころは、文部省特選などという何かガチガチの中身じゃないかということで、確かに真面目な映画でいいんだろうけど、果たしてそうすることが興行的により効果があるのだろうかというふうなこともあるということで、これは情報としてとりあえずご参考に提供したいと思います。

会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

委員 今のお話でよくわかるんですけど、そうじゃなくて、私たちはもっとミーハー的に考えて、例えば私は最近、これはテレビですがけれども、キムタクのやった政治家の「CHANGE」、あれなどは小学校5年生にわかるように自分は政治の話をすると言って、すごくわかりやすく1つ1つ解決していくのがすごくいいなと思って毎回見ていたのですけれども、もしそういう関係のアイドルが出るようなものでもすごくいいものはあるので、そういうものをもっと奨励できたらいいなと歯がゆく思うことがあったので、何かそういう方法はないのかなと。今はテレビ番組のことですがけれども、映画でもそういうのがあれば、本当にそれが事前にわかればいいなとすごく思います。

委員 受け身で審査をするというのも1つですが、積極的に東京都が主体となって審査をしていくということも必要ではないかというふうに一面では思います。

会長 今のこの審議会のシステムの問題がそこにはあるのかなという感じはいたしますけれども、事務局としてはいかがでしょうか。

青少年課長 今回の手続といたしましては、推奨につきましては、各配給会社からの申請に基づいて、この健全審において観ていただくことになっております。公開上映される映画というのがたくさんございますので、今おっしゃられたことはあるのでしょうかけれども、こちらからいろいろな映画を観て選ぶというのは、時間的可能性や事務局の実施体制というものを勘案すると難しいことを踏まえた運用となっていると思います。

実際に、今年につきましては、申請本数が昨年に比べましても減っております。申請の事前相談がございます段階で観まして、こちらに諮問するかどうかを決めております。ほとんどのものは諮問しておりますが、直近ですと、何ヶ月か前に、子供向けのアニメ映画で、ストーリー自体は特段悪いところはございませんでしたが、構成が3連作の2本目だったんです。1本目につきましてはここで何年か前に優良映画推奨していたものですが、2本目は、ストーリーが2本目と3本目を完全に一体として扱ったものでして、要は、2本目が非常に尻切れ、To Be Continuedというような形のストーリーでしたので、それを単体で推薦するのはちょっと難しいのではないかと事務局で判断いたしまして、申請者にもご納得いただいたということがございます。ただ、いずれにせよ、申請に基づくという現在のシステムの中で、申請をしていただいた映画が今年度は少なかったということは事実でございます。

会長 いかがでしょうか。もう少し積極的にという 委員のご意見ではあるわけですが。

委員 少なくとも、映画会社に、いいのができたらどんどん申請してくださいというアプローチはすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

青少年課長 そのように努めてまいりたいと思います。

会長 委員、どうぞ。

委員 推奨が決まった場合に、「東京都知事推奨」という言葉が使えることと、あと各学校に、この映画が決まりましたというお知らせがいくというふうに以前お伺いしたことがあります。ハガキでいくのか封書でいくのかわかりませんが、変な話、ハガキだとしたら、活字しか書いていないハガキがきたところで、それを見て、校長先生あてにいくのでしょうか。ああ、そうなのかと見て終わりというふうなことを私は想像するんです。そこで、東京都として責任をもって推奨するならば、一歩踏み込んで、供給会社からポスターもいただくなりいただくで、チラシもいただいて、

こういう映画ですよ、よく生徒さんに行かせてくださいという、役所なら知らせておしまいなんでしょうけど、観てほしいという気持ちがあるなら、もう少し踏み込んでやるべきかなというふうに私は思います。今の前段の委員の議論とはちょっと次元が違いますけれども。

委員 そうすると、映画会社は、自分のポスターが学校に貼ってもらえるという話になれば、それを取らなければだめだというモチベーションにはなりますよね。そういうふうにしたほうが。だから、それはかみ合うところはあると思いますよ。

委員 今はそういうのはないんですか。

会長 審議会で推奨映画に決定されましたというハガキが1枚いくだけで。

委員 それは、やはりポスターを学校の中の掲示板に貼ってもらえば、子どもたちもこれを観たいという話になるじゃないですか。そうすると、興行的にもプラスになるわけで。

委員 そうなれば、申し込もうというふうになるでしょうし。

委員 そうですね。そうしなければ、この権威が全然意味なくなってしまうよね。

青少年課長 周知につきましては、インターネットが使える学校に対しましては、インターネットでも通知しております。その際に、申請の際の電子版チラシといいますが、そういったものを付けてネットで送っております。要は、実物のチラシなり、ポスターをこちらから送付するというはやっていないのですが、電子ファイルで送付できるものは周知文と一緒に送付しているということでございます。

委員 電子ファイルで送られているということは存じませんでした。それをプリントして生徒さんに配るということはある得ないと思うんです。ただ、現実の紙が送られてくれば、ある学校によっては掲出をするだろうというふうに想像いたします。配給会社なり、プロダクションが東京都知事推奨という映画を取る背中を押す動機にはそのほうが必ずなると思いますので、それは私どもの審議会なり事務局ががんばればできるだろうというふうに思いますので、その郵送料がかかることの負担を映画のほうの担当者に求めるかどうかは私は大した話じゃないと思うのですけれども、それは十分できる話だと思しますので、ご検討方お願いしたいと思します。

青少年課長 それにつきましては、各学校でいろいろな考え方もあると思しますので、今のご意見につきましては、承った上で、関係機関も含めましてまた検討させていただきたいと思します。

委員 今の委員のこゝを受けまして、例えば「春との旅」が5月に優良映画の推奨を受けたと。その推奨を受けたことによって、例えばどういうことを具体的に映画会社としてやったとか、学校にPRに行ったとか、学校で上映のことの云々とか、そういうフォローアップと申しますか、推奨した後の映画ごとのフォローをさせていただいて、そういったものを一回ご報告いただくと、よりわかりやすいんじゃないか。そこで、こういった部分をもう少しやっていったほうがいいんじゃないかと、そういうフォローを一回していただければというふうに思います。

青少年課長 わかりました。では、その点につきましても、併せまして適宜ご報告を事後させていただくということで、よろしく申し上げます。

会長 ほかにご意見ございますか。

推奨映画については、前段の推奨に至るまでの手順、それから推奨された後の周知の方法、いろいろ貴重なご意見をいただきました。これは記録に残させていただきまして、次の期の委員さん方にもご検討いただくことが出てくるかもしれませんが、事務局ででき得る限りのことはしていただければ幸いです。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、これで本日の審議会は終了させていただきます。

今回が今期最後になりましたので、青少年・治安対策本部長からご挨拶があるということでお見えになっておりますので、本部長、どうぞよろしくお願いいたします。

青少年・治安対策本部長 青少年・治安対策本部長の倉田でございます。本日は、第23期の東京都青少年健全育成審議会の最終回ということでございますので、一言御礼を述べさせていただきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書類等の指定や、子どもたちが深く考えたり、勇気づけられたり、希望をもてるような映画の推奨に向けましてご尽力を賜りました。23期審議会を円滑に運営することができましたのも、ひとえに銅谷会長はじめ、委員の皆様のご尽力の賜物と感謝をしているところでございます。

近年では、メディア社会が広がる中で、インターネット上の有害情報により、青少年が犯罪やトラブルに巻き込まれるなどの課題も生まれておまして、都といたしましても対策を講じていく所存でございます。本日で第23期審議会は最後となりましたが、今後とも東京都の青少年健全育成事業につきましても、ご指導、ご鞭撻を賜りま

すようお願い申し上げます、私からの御礼の挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

会長 ありがとうございました。

それでは、私からも一言ご挨拶をさせていただきます。2年間、皆様のご推薦によりまして会長ということで務めさせていただきました。本日のように貴重なご意見をこの2年間たくさんいただきました。そういう意味では、この審議会がこれからも充実・発展していくことを祈念いたしまして、皆様のご協力に感謝をしたいと思います。本当にありがとうございました。

では、以上をもちまして、今期の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後4時15分閉会